

第三巻

新潟縣農民組合より別項の如き陳
情書到來せしに付参考の爲印刷配布す

昭和十年一月六日

受付
7.1.12
第一巻

本館
第二部

第二部

0386

最近我が新潟縣南蒲原郡下に於いて猶太人研究の權威と稱する諏訪部匡民なる者恰も軍部の關係者の如く装ひ、郡下地主の斡旋にて各町村の在郷軍人會の主催もしくは後援の名に於いて講演をなしつつあるか彼の云ふ處に依れば我が全國農民組合其他一切の農民組合労働者無産黨等はすべて共產黨及ひロシアの手先きて猶太人の指令を受けてやつて居るのた彼等を全部死刑にすへきてあるなと云つて居る。

其無智もとより笑ふ可く取るに足らずと雖もいやしくも在郷軍人會主催もしくは後援の名の下に於いて我々の團體を誣りて侮辱し、軍人會を一部地主階級の小作人彈壓の道具に利用せんとして居るは斷して黙認出來ない若し在郷軍人會にして從來の如く稍々もすれは一部地主若しくは資本家の走狗となつて農民運動、労働運動を彈壓する道具となるならばそれこそ由々敷大事となるであらう。

現在の農民運動、労働運動は決して日本を危くするものにあらず反對に日本を救ふものなることは幾多の事實か之を證明することか出来る

若し農民運動の正常の發展なくは日本の農民は自己の生活苦を訴ふところなく蔣介石治下の支那農民の如くになるてあらう。要するに一部の特權階級は戦争を利用してこの機會に一切の社會運動を壓殺せんとして居るのであらうか我々無産團體の陣營に屬するものは日本共産黨の如く一切の戦争に反對する小兒病ではない。只我が同胞が血を流して獲得したる滿蒙の地を支那ゴロと利權屋に委し、我々と農民はその地に植民する能はず遠く南米に行くか如き愚を演ちつつある、我々は斯る滿蒙政策に絶對に反對する、もし今回の事變を忠として眞實に日本の勞農大衆、國民大衆のための滿蒙政策が樹立されるものであるならば我々は進んでその政策を援助するものである。

今や戦争を中心として地方政治家地主等は農民組合は國軍を呪詛する國賊なるか如く逆宣傳してゐる。然し乍ら我々は何時滿蒙にある我が國軍を冒瀆するか如き行動をとつた事があるか。

新潟縣は全國に於いて農民運動が最も盛んな土地である。各町村に於いて農民組合の無い所はない従つて我々農民組合關係の子弟の

多くは今滿洲の地に出征してゐる。それ等の人は斷して國軍を攪亂するか
如き行動をとつてゐない筈である。

又我々組合出身の縣會議員、町村會議員、在郷軍人會員等は率先して滿洲
に於ける日本軍隊の慰問等の仕事に盡力してゐるのである。

すへて中傷惡罵流言と事實は異なるものである、かつて農民運動なきところ
の農民は自己の娘を賣り小作料租税を納めるか如き文明最大の屈辱の下に
あつた。女郎の名物越後に於いて斯る幣風を除きたるは一に農民運動の結
果である。家族の生活の安定ある所勇氣百倍するのである。斯る事實を知
らすして一切の無産運動を齟齬する者こそ日本民族の運命を不幸に導くも
のである、特に在郷軍人會幹部か一部の利益野心の爲めに在郷軍人會を利
用せんとするか如きは嚴正公平なるべき在郷軍人會本來の神聖なる權威と
精神を冒瀆する甚しいと云はねはならぬ。陸軍當局及び在郷軍人會本部に
於いても願はくはかかる點に御留意の上在郷軍人會を地方政治家並に一部
野心家、地主等に利用されざる様に切に希望するものである。

右申す。

昭和六年十二月二十五日

新潟縣三條町

全國農民組合新潟縣聯合會南浦原地區

陸軍參謀本部

御中

（Faint vertical text, likely the main body of the document, mostly illegible due to low contrast and bleed-through.)

0390